

市民の暮らしを大切にした市政運営を

元氣派市民の会は、「まちの主役は、そこに住む一人ひとりの市民」、行政は納税者・主権者である市民の意思に基づき仕事をする、市民のための地方政府であることを前提に「市民の暮らしを大切にした市政運営を優先することを求め、これまで市民参加・情報公開・財政の健全化を中心に問題提起してきました。

東日本大震災・そして原発事故を経験し、経済優先の社会のあり方から、命を優先した持続可能な社会・未来に希望が持てる社会を子ども達に受け渡していく責任が私たち大人にあると元氣派市民の会では認識しています。市長は昨年度については、市政経営の舵取りにおけるターニングポイントとなる重要な年と位置づけ、新総合計画では 21 世紀を見据えた市政経営を行うべく確固たる展望を持って市政の方向性を示していくとしていました。発言された背景には私達と同様に、東日本大震災を経験し市民一人ひとりの価値観が大きく変わった事や改めて命の大切さ、地域の絆を深めることの意味を認識されたからではないでしょうか。

あれから一年。平成 25 年度の基本的施策を拝聴していると、調布市は 24 年に歴史的節目を迎え、今後は市全体の豊かさを創出に向けて前進するとしています。また、今年度の市政を取り巻く状況について、選挙中の世論調査を例に出しながら、国民の多くの関心は経済対策にあると話されましたが、市民も同様に感じているとお考えでしょうか。私たちは、茨城や福島で地震があると不安になります。私たちは東日本大震災を忘れていません。

直下型地震も心配です。震災以後、私たちが価値観の転換が必要と強く感じ、持続可能な地域社会をどう創っていくかを考え始めました。市長も変革期と感じ、思いを共有していた昨年から僅か一年後の 2013 年、今年が新総合計画のスタートの年です。これからの 10 年を思い描く時、市民生活を支える基礎自治体が基本に置くべきことは何か。それは国が示した経済優先の政策ではないはずです。市政を取り巻く環境の変化を注視し、適切に対応し市政経営に取り組んでいくとのお話からは、地方分権時代に向かい合い、市民生活を守る基礎自治体の長としての将来展望を感じ取ることができませんでした。

景気回復が叫ばれ、市が駅前広場の整備を進めて行くことや、国体という大きなイベントが開催されることは承知しています。が、日々の生活に追われ未来への漠然とした不安を抱える子育て世代も多い中で、大変ではありますが、地域住民の生活を守る地方政府として、市民生活に寄り添い危機感を持って市政に取り組む真摯な姿勢が今、求められます。市はまずは市民の視点で地域に根ざし、何より市民の暮らしを大切にした市政運営を進めていく責任があります。すでに国民に対して国家責任で行う生活保護の見直しも検討されるなかで、復興特別所得税は 1 月から始まり、景気回復を進める先には 26 年 4 月以降からは消費税が 8 % なる事が予想されます。その翌年には今の倍の 10 % になる事が予想されています。政権が変わり、景気対策に力点を置いている事に期待感があっても、容易に景気が回復

し生活が楽になるとは思えません。

調布市では総人口が2026年をピークに人口減少に転じると見込まれています。高齢人口は2013年には20%を超え、2022年には24.5%まで増加します。高齢者の孤独死は身近な問題であり、いじめ等子どもをとりまく問題もアレルギー問題など様々に起きてきています。

これからは中央政府が交替する度に変更する政策に振り回されることなく「私たちのまちのことはできるだけわたしたちが決める」、「自分たちのまちにできることは自分たちが実行する」という意思に基づいて、地域課題を話し合い、解決策を見つけ行動していく地域コミュニティづくりや、教育・環境等課題別に取り組むコミュニティも形成しながら持続可能な地域社会を紡いでいく自治によるまちづくりを進める時代です。調布市は自立した地方政府として住民自治を実現するため参加と協働のまちづくりを掲げています。基本計画には地域別まちづくり計画も示されています。行政が地域分権を進める上での庁内組織体制づくり、また課題別に連携が取れる体制づくりは必須です。都市化された中でも、例えば地域で使うエネルギーは少しでも地域で生み出そうという動きも各地で始まっています。地域分権時代に相応しいまちづくりは、そこに暮らす人たちがこうした思いを持って地域環境を守り、生かしていくこと。まさに自治の担い手としての責任も果たすための新時代の市政経営の方向性を指し示す施策。そしてそれを裏付ける身の丈にあった予算編成をされること。そのためにも将来世代に負債を回さず、市民の血税が市民の幸せ・市民福祉の向上のために無駄なく活かされ「市民の暮らしを大切にしたい、市民の視点でのまちづくり」が推進されるよう市長に求める立場から順次質問致します。

まず始めに、

○市長のまちづくりへの基本姿勢について伺います。

新基本計画が策定され、そのスタート年にあたって平成25年度予算を貫く市長の基本とされている考え方は何かお聞かせ下さい。

○新基本計画について

・平成25年度以降に増加が見込まれる財政需要は社会保障関係費を始めとして市街地再開発、公共建築物維持保全経費等々様々にあげられています。財政状況が厳しい中での新基本計画の策定とのことでしたが、その厳しさはどこに表現されているのでしょうか。具体的にお示し下さい。またその厳しさをどう克服しようと考えているのかお聞かせ下さい。

○行財政改革アクションプランについて

持続可能な身の丈にあった財政運営を推進は、次世代に無用の借金を残さないためにも市政経営に欠かせない視点です。21世紀を展望した時、調布市でも少子高齢化は免れません。いずれ市税は減収に転じ、社会資本である公共施設が維持できなくなってきました。公共サービスを行う上で欠かせない公共施設の維持問題は行政にとっても市民にとっても重要なテーマです。手が入られなくなった公園、ホールの設備が老朽化されたまま放置されるといった事態が起こらないためにも今から将来に備え、施設の多機能化も含め、見直しが迫られています。

・また、本年度は現行の財政規律ガイドラインの見直しに当たるとのことですが、臨時財政対策債の借入ができなくなったことで経常収支比率は一気に上昇することは必須です。

今後10年の税収見込みや財政需要を考慮した時、どのような視点に立って持続可能な市政経営を推進するのか財政規律ガイドラインの見直しの視点を明らかにしていく必要があります。具体的にお答えください。

・現在、全国各地で公共施設白書への取組が活発になってきていますが、先程も述べた問題意識からすれば公共施設の適正な配置と効率的な運営を考えるためにも公共施設白書の作成は緊急課題と言えますが、改めて今（仮称）公共施設白書を作成しようとする理由は何でしょうか。具体的にお聞かせ下さい。実態調査については市独自の調書を作成し、他市にもノウハウを提供している先進市の事例を認識されているでしょうから、コンサルタントを頼らず最少の経費で最大の効果がでる進め方を前提に進められていくと思いますが、白書を作成する際には、量（ストック）、経費（コスト）、行政サービスの視点からの資料の作成が必要と考えますが、どのような問題意識に立って作成されるのでしょうか、お聞かせ下さい。

・施設の再配置を視野に入れていますが、建物の維持を目的とするのではなく建物が持つ機能の維持を優先させていく必要があると考えます。そのためにもわかりやすい方針が必要であると考えますが、この問題について将来見通しを何年間に設定し、どのような基準で考えていくのでしょうか。

○平成25年度の予算編成について

これまで活用してきた赤字地方債である臨時財政対策債の借入ができなくなった初めての予算です。新ごみ焼却施設の完成をみたことで、これまで負担してきたごみ焼却に関する経費がなくなり、この財源を活用できるということはあるものの財政需要が税収を上回っている現状を考えれば、「大幅な財源不足に対応しながら「選択と集中」に努めた」との説明から何をどういう基準で選択され集中したのか明確な説明が必要です。昨年度よりプラス予算になったことも、市民にはわかりにくい結果です。新総合計画がスタートする25年度予算の意味は大きく、市民に今後の10年の展望と課題は何かを指し示したかったのかが市民にはピンとこないのではないのでしょうか。そこで何点かお尋ねします。

・基本計画の初年度として25年度予算についてはどの点に留意して予算編成したのでしょうか。

・昨年度よりプラス予算になっていますが、財源確保について昨年度との相違点は何でしょうか。具体的には、どのように対応されたのでしょうか。

・事業の優先度の基準は何か。その具体的な事例は何かわかりやすい説明を求めるものです。

・財政調整基金を活用されていますが、後年度の財政運営の圧迫にならないのでしょうか。減少した後の補填はどうするのかお聞かせ下さい。

・25年度予算は現行の財政規律ガイドラインに沿った予算編成になっているのか、どうかお聞かせ下さい。

○平成25年度の主要な政策について

・男女平等について

市長はかつて女性助役の登用を公約に掲げ、行革プランでも市の審議会や委員会等への

女性委員の登用について取り組んできた経緯があります。公約の実現は果たせませんでした。が、当時は組織の中核となる行政経営部長に女性を登用するなど他市をリードした時期もありました。しかし、基本的施策におけるまちづくりの基本理念の実現の中での男女共同参画社会の実現における政策は、人権の尊重とワークライフ・バランスを掲げた抽象論に終始していました。基本計画でも働く女性は増えても政策・方針決定などに参画している女性の割合は低く、国においては男女共同参画社会基本法に基づく、実効性のあるアクションプランとするために成果目標を掲げ取り組んでいると書かれていますが、市の計画でのまちづくり指標は啓発事業への参加だったり、ワークライフ・バランスの実現、男女共同参画推進センターを知っている市民の割合を目標にするなど具体性に欠き、これまで行革プランで取り組んできた数値目標を達成しないままに重要なテーマを投げ出したとしか思えません。昨年代表質問で同様の質問をした際には今後、副市長をトップとした庁内横断的な検討の場を設け女性の占める割合が少ない分野や充て職による委員会構成等の課題を整理したうえで、女性委員の少ない委員会等への積極的な働きかけを実施、より一層市政への女性参画を推進するとして答弁は何だったのでしょうか。

社会を構成する半分は女性です。お隣韓国でも女性大統領が誕生しました。市長が長く赴任されていたフランスでも新政権の女性官僚の占める割合は高いとの報道もありますが、日本の国政を見れば国会議員の女性の比率では先進国でも最下位に近い状況が今も続いています。防災面でも福祉分野でも、あらゆる分野に女性の視点が反映されていないために起きている様々な課題を市はどう考えているのでしょうか。女性の管理職の登用が低いとされているある市が管理職登用率に相当な男女格差が生じていることから機会の平等を図るためにポジティブアクションを策定した記事が「地方自治職員研修」に掲載されていました。定員管理を厳しくする今、女性職員の活用を真剣に考える時とも言えるのではないのでしょうか。市でも女性の視点も含めた組織運営は必要不可欠として女性職員のための人材育成アドバイザー制度の導入や、女性職員を対象としたキャリア形成に資する研修を行い、専門職のキャリア向上の視点にも留意してきたはずで、そこで質問です。

- ・ 様々な政策に対して女性の進出は欠かせません。市や地域の意思決定の場に女性参画の保障はまちづくりの基本理念にも通じるが、役所の管理職への登用への取り組みは今後どう考えているのでしょうか。
- ・ これまで行革プランで取り組んできた意思決定の場への女性の割合を高める指標が達成していないのに外した理由は何か、お聞かせ下さい。

・ コミュニティについて

始めに、「私たちのまちのことはできるだけわたしたちが決める」、「自分たちのまちにできることは自分たちで実行する」という意思に基づいて、地域課題を話し合い、解決策を見つけ行動していく地域コミュニティづくりや、教育・環境等課題別に取り組むコミュニティも形成しながら持続可能な地域社会を紡いでいく自治によるまちづくりを進める時代との認識を表明しました。市長は、住民自治を実現するための手段として参加と協働のまちづくりを掲げていますが、様々な課題解決に向けてコミュニティについて考えていくことがキーワードになってきます。そこでコミ

ユニティについて何点かお尋ねします。

- 震災の経験から今後のまちづくりは地域分権を基本に進めていくべきと思うが見解を伺います。
- 地域課題は地域で解決するに相応しい組織と人材育成は必須です。庁内体制について地域分権をどのように認識し整えられていかれるのでしょうか。
- 人材育成方針にその視点は含まれているのでしょうか。
- 地域福祉は子どもから高齢者まで幅広いものがあります。今年度予算化された地域福祉コーディネーター設置については、地域に暮らす市民の課題解決に向けたモデル事業と捉えて良いのでしょうか、見解を問うものです。
- 協働推進課では地域のコーディネート機能を担う職員の配置、職員の人材育成、コミュニティ施設の活用のあり方などを検討し推進してきたと認識していますが、これらについては地域福祉コーディネーターに包含されていくのでしょうか。
- 地域課題について解決を探っていくコーディネーターについては一人のスーパーバイザーの設置で機能させていくことは、地域に精通していても市とのパイプが機能しないと大変に難しい。この点はどうか対応していくのでしょうか。担当区域はどうか設定しているのかお聞かせ下さい。
- 地域コミュニティを推進するための象徴的事業として進められてきた「地域カルテ制度」だが、制度について12月議会で市長は地区協議会に負担感があつた、或いは地区協の中でこの制度では解決できない課題が多く存在していたことや、行政の支援が十分ではない事も含め、制度による成果や課題の整理、改善・見直しに向けた検討を進めているので年内に庁内で検証を行い25年度以降の方向性を定めていきたい、或いは時間をかけて地域との協働について議論を重ね検討していきたいとの考えを示されていましたが、25年度カルテ制度を活用した事業が予算化されましたが、地域災害情報伝言板は全市民にとって必要な施策です。出された提案は防災の視点から地区協からの政策提案として全市的な防災の取り組みの中で次年度以降の早期検討事項とし、25年度の予算化を凍結されることを求めてきました。そうしないと市長自らが取り組んできた「地域カルテ」に関する予算を特例扱いにすることになり市の姿勢の一貫性を疑われる結果を誘発するとお話ししてきましたが、改めて今年度予算化した考え方をお聞きします。
- 地区協議会の地域コミュニティ政策における今後の位置づけはどうか。
- 地域別まちづくりが基本計画に示されていますが、市民参加で進められているマスタープランの見直しには地域のまちづくりをどのように位置づけて見直しされるのかお聞きします。

• 環境について

持続可能な地域社会を考えた時、環境政策は最も重要視すべき政策のひとつです。調布市には都市部にあつて尚、豊かな自然を有するまちです。今後、この貴重な自然環境の保全や良好な環境を維持し、また創造していくため、どのように対応していくのかお聞きします。

- ・今後の保全に向けた財源確保の取組の仕組みづくりは緊急課題ですが、いつを目途に何年度から実際に取りかかっていくのでしょうか。
- ・人と環境に優しい移動手段である自転車が目立っていますが、自転車の利用できる道路の整備、駐輪場問題など課題も多いと認識していますが、自転車の利用の推進をどのように進めていくのでしょうか。
- ・調布市では景観行政団体へ移行するが、景観計画策定及び景観条例制定に当たって、市を象徴する調布の貴重な自然である崖線等の緑をどう守れるのかが問われていると考えますが、今後の進め方をお聞きします。
- ・予算書を見ると持続可能な社会に向けて、市として自然エネルギーへ市民との協働による導入とあります。現状のシステムをそのままにしておいて、太陽光パネルや蓄電池を個人が耐久消費財として持つのではなく、コミュニティレベルが最も効率の良いエネルギーシステムとの話しも耳にしますが、市としてのコミュニティのインフラとして共有財産に位置づけて市民と協働することをお考えでしょうか。具体的にはどのように進めるのかお聞かせ下さい。
- ・これまでも質問してきましたが、新ごみ処理施設周辺のまちづくりは他の地域別まちづくり計画に載ったものとは性格が異なる面があると承知しています。新ごみ処理施設周辺のまちづくりについて25年度はどう取り組むのかお聞かせ下さい。

最後に教育についてお聞きします。

冒頭で述べましたように経済優先の社会から、命を優先した持続可能な社会・未来に希望が持てる社会を子ども達に受け渡していく責任が私たち大人にあると私は考えております。私たちにとって子ども達の存在は、未来に希望を繋いでいく何より大切に育んで行かなければならない命の象徴でもあります。今、調布市が行っている教育に対する取組が評価されている事例がある一方で、大切な命が失われ全国的な問題として取り上げられてきているアレルギー問題を含め、教育行政に対する市民の関心が高まってきています。調布市の未来を担う子ども達の健やかな育ちは全市民の願いでもあります。全国的にも子ども達を取り巻く課題は多く、いじめ問題、子どもの貧困、虐待など問題が深刻化している今、市としてどのように取り組んで行くのか、どのように市民も共に考え、実践できるかが問われています。

そこで、教育について何点かお聞きします。

- ・ まず、いじめに対する市の基本的な考え方をお聞かせ下さい。調布市では子ども条例、いじめ撲滅宣言もしています。これらの理念を生かす取り組みを求めるものですが、どのように実践されていくのでしょうか。
- ・ 学校現場、家庭、地域との連携が問われている時代ですが、こういった面からはどのように充実していくのでしょうか。
- ・ 調布市食育推進基本計画が25年3月に改定されますが、今、放射線、アレルギーに関する子ども達の状況は厳しいものがあります。様々な分野からの取組もあると思いますが、子ども達に対する食育の視点から市としてはどう取り組んでいくのかお聞かせ下さい。

2013年3月基本的施策に関する考え方代表質市長答弁

はじめに、新基本計画スタート年に当たっての基本的な考え方についてであります。

平成25年度は、今後10年の新たな総合計画に基づくまちづくりがスタートする重要な年であります。

新たな総合計画は、これまでのまちづくりの成果を発展的に引き継ぐとともに、今後の10年においては、21世紀の調布のまちの骨格を定め、まち全体の活力と市民生活の質の向上につなげていく計画として策定したところであります。現下の経済状況などを背景に、今後の計画期間内を通じても財政環境の厳しさは続くものと見込まれるところであります。

このような中であっても、市政の第一の責務としての市民の安全・安心の確保と市民生活支援に取り組むとともに、社会の変化や市民の価値観の多様化などに適切に対応しながら、変革期にふさわしいまちづくりを計画的に進めて参りたいと考えております。

次に、財政状況が厳しい中での基本計画の策定についてであります。

財政環境の厳しさについては、全職員が共通認識することを徹底したうえで、重点プロジェクトに位置付ける事業を含め、新たな事業展開や取組の拡充については、既存事業の見直しや進捗調整等を図りながら、事業を精査し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、編成作業に取り組んで参りました。増加が見込まれる財政需要に対応して、歳入歳出両面からの不断の見直し、改革、改善の取組を継続的に実践するとともに、市独自の財政規律ガイドラインに基づく財政構造の見直しや財政基盤の強化に取り組んで参ります。

次に、財政規律ガイドラインの見直しの視点についてであります。

財政の健全性を維持していくため、これまでの間、「財政構造見直しの視点」などの3つの視点に基づき、財政運営を行って参りました。行革プラン2013においても「財政規律ガイドラインに基づく財政運営」をプランとして位置付け、平成25年度にガイドラインの内容を一部見直すこととしております。見直しの視点としては、市の財政の現状や今後の市を取り巻く環境を見通した上で、設定項目の変更や目標値の引き上げ又は引き下げなど、財政規律を保持するという考え方の下、見直しを行い、引き続き財政の健全性の維持に努めて参ります。

次に、公共施設の再配置についてであります。

市では、「公共建築物維持保全計画」を策定し、取り組んでいるところですが、施設の維持管理等には、毎年、多大な経費を投じており、この先も厳しい財政状況が続くと見込まれる中においては、より効果的・効率的に維持管理をしていくことはもちろんのこ

と、今後も市民サービスの質を維持していくためには、管理運営方法の見直しや老朽化した施設の複合化・多機能化、あるいは、統廃合も視野に入れ、公共施設の在り方を検討していく必要があるものと認識しております。

行革プラン2013では、まず、各施設における現在の状況を調査・分析し、そのうえで、平成27年度を目途に、公共施設の現状を白書という形でまとめていくこととしております。

その後は、白書の内容を踏まえるとともに、先進市の事例も参考に、施設の適正な配置や効率的な運営などを中心として、今後の公共施設の在り方を検討して参ります。

平成25年度予算編成についてであります。

平成25年度の予算編成につきましては、厳しい財政環境の中ではありますが、市民の安全・安心を守り、市民生活を支援するとともに、中長期的な展望のもと、財政規律の維持を図りながら、重点プロジェクトをはじめとする基本計画事業の着実な推進を図る予算として位置付けて、編成作業を行って参りました。

また、予算編成と併行して今後6か年の財政フレームの作成を行って参りましたが、基本計画の初年度として、予算、基本計画と財政フレームとの整合性に留意する中で、単年度に過大な財政負担とならないよう、年度間での事業の進捗調整を行い、各年度の事業費の平準化に努めるなど、6か年全体での収支の視点も含めて予算編成に取り組んだところであります。

次に、財源確保についてであります。

予算編成過程においては、歳出では、既存事業について、優先度や見直し余地の再検証のほか、委託料をはじめとする経常的な経費の縮減などの取組を行うとともに、新規拡充事業については、事業の優先度や事業効果などを勘案して厳選するなど、歳入規模に応じた例年以上に厳しい視点での総合調整に取り組んで参りました。

一方、歳入では、歳入の根幹である市税の徴収率向上を図るとともに、広告料収入の確保や市が保有する土地の売却に取り組んだほか、国や都の補助交付金など特定財源の最大限の活用を図るなど、財源確保に努めて参りました。

これらの歳入歳出両面からの取組のほか、財政規律を保持する中で、将来負担に留意した市債活用や各種基金の活用などの財源対策により、収支均衡を図り予算を編成いたしました。

次に事業の優先度の基準についてですが、編成過程においては、先ほど申し上げたように、事業の優先度に応じた厳選や再検証などを行いました。優先度の基準として、新たな基本計画における4つの視点による重点プロジェクト事業は、特に重点的に取り組むべき主要事業として考慮し、具体的な事例としては、「強いまちをつくるプロジ

ェクト」における防災対策事業などが挙げられます。

次に財政調整基金についてですが、これまでの間、市税等の減収影響への対処など年度間調整財源として当初予算での活用を図るとともに、年度途中の補正予算において、前年度繰越金を活用してほぼ同額の積立てを行うことにより、財政規律ガイドラインにおける目標値である市税総額の1割程度の残高を維持して参りました。しかしながら、厳しい財政環境の中、平成24年度においては、目標値を下回る残高となる見込みであります。今後も年度間調整財源としての財政調整基金の活用を見込んでおり、一定の残高を確保しておく必要があることから、前年度繰越金を活用するなど基金の充実に、引き続き努めて参ります。

次に、財政規律ガイドラインに沿った予算編成についてですが、予算編成にあたっては、ガイドラインの3つの視点も踏まえて、その調整作業を行っております。財政構造の見直しの視点として、徴収率の向上による財源確保や経常的な経費の縮減に努めたほか、基金残高に留意した基金の活用、後年度負担や市債バランスに留意した市債の借入れなどに努めております。

現下の厳しい財政環境等を背景に、目標値を下回っている項目もありますが、今後も引き続き、財政規律ガイドラインに基づく健全な財政運営に努めて参ります。

次に、女性職員の管理職登用についてであります。

男女を問わず有為な人材を市政運営の中核を担う管理職に登用していくためには、人材育成の推進と合わせ、働きやすい職場環境づくりが重要であると考えております。

昨年実施した職員意識調査の結果からは、昇任に対するモチベーションが上がらない理由として、管理職の職責の重さへの不安や、職責に見合った処遇面での不安、また、時間的な制約が生じることで育児や家事等の家庭生活へ影響が出るなどがありました。

こうした課題を踏まえ、3月に策定する第2期調布市人材育成基本方針においては、行革プラン2013と連動し、「人材育成のための実行プラン」を定め、年次計画に沿った取組を推進していくこととしております。

具体的な制度としては、管理職も含めた自己申告制度による適材適所な職員配置の仕組みづくりの検討や、管理職手当の定額化など職責に見合った処遇となる給与制度の見直しのほか、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。今後も、職員の登用については意を用いながら、人材育成の各種取組を推進して参ります。

次に、男女共同参画の推進についてであります。

男女共同参画を推進するための取組については、これまで、第3次男女共同参画推進プランのほか基本計画の施策及び第4次行財政改革アクションプランのそれぞれにおい

て、審議会や委員会等における女性参画率を高めることを目標に掲げ、推進して参りました。

新たな基本計画においては、総合計画と個別計画のそれぞれの目的や役割を踏まえ、進行管理の重複を避けるとともに、取組の徹底を図ることといたしました。

審議会や委員会等における女性参画率については、平成24年3月に策定された第4次男女共同参画推進プランに第4次行財政改革アクションプランと同様の目標・取組が位置づけられていることから、新たな基本計画においては、まちづくり指標及び行革プラン2013への個別プランとしての設定はしていません。

今年度は、女性参画率アップに向け、副市長を中心に関係各部と数回にわたる検討会を開催しました。課題整理のため係長職及び主任職へのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、女性管理職登用にに向けた人材育成の環境づくりなどの検討を行ったところです。

第4次男女共同参画推進プランにおける重点プロジェクトの指標ともなっていることから、推進プラン推進協議会や下部組織である専門委員会において、さらなる推進に向けた働きかけを行ってまいります。

次に、コミュニティ施策についてであります。

東日本大震災の経験を経て、コミュニティを通じた人と人とのつながりや、地域における助け合い、支え合いといった共助の力の重要性が再認識されました。各種地域団体や住民自らが担い手となって、協働してまちづくりに取り組み、防災面のほか、地域福祉や子育てなど、身近な生活課題に対しても、お互いの助け合いや支え合いによって解決しようとする自治の意識を醸成していくことが重要となっております。

そのため、新たな基本計画での地域コミュニティ施策においては、地域コミュニティの活性化に向けた支援や、地域の活動拠点の整備、コミュニティ活動への市民の参加の促進に取り組んで参ります。

その中で、いわゆる地域内分権に関しては、各地域の実情に合わせて、主体者である地域住民の意思を反映した施策展開を、地域住民との協働により模索するという点で、地域コミュニティと一体となって考えていく必要があるものと認識しております。

次に、コミュニティ施策を推進するための組織体制についてであります。

行革プラン2013においては、市民活動や地域コミュニティ活動を促進するための支援の検討や、コミュニティの拠点である地域福祉センターの在り方検討など、参加と協働の推進のための環境整備に関するプランを位置付けております。

また、庁内的には、参加と協働に関する企画立案・調整機能を行政経営部へ移管するなど、推進体制を強化することとしました。

次に、コミュニティ施策を担う人材育成についてであります。

職員の人材育成につきましては、行革プラン2013と連動した「第2期調布市人材育成基本方針」に基づき、「市民視点で考え行動する」意識を啓発するとともに、「参加と協働のまちづくり」の実践に必要な知識や能力の向上を図ることとしています。

具体的には、研修や業務等を通じ、行政や職員に対する市民の期待を把握するとともに、コミュニケーション能力や交渉力・折衝力等のスキルの習得を図り、市民ニーズを的確に捉え、市民と協働していく職員の育成に努めて参ります。

次に、地域福祉コーディネーターについてであります。

平成25年度から、モデル事業として社会福祉協議会に2人の地域福祉コーディネーターを配置し、地域において検証を行って参ります。この事業の実施により、今後は、地域福祉コーディネーターが主体となって、自治会、地区協議会等の地域組織のほか、市、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と幅広く連携して、生活課題の解決や住民が主体となる地域福祉の仕組みづくりに取り組み、調布市の地域福祉を推進して参ります。

地域福祉コーディネーターは、一人一人の生活課題を通して、住民の自発的な活動を促進し、地域づくり、生活課題を発見する仕組みづくりを進める役割も担っておりますので、幅広い視点で事業を実施して参ります。

また、地域コミュニティの醸成という側面からも、中間支援機能を発揮する地域福祉コーディネーターによる効果は、ある程度期待されるものと考えております。

市といたしましても、事業の周知を図るとともに、地域組織や関係機関との円滑な連携のために、社会福祉協議会と一体となって取り組んで参ります。

担当地域の設定についてですが、調布市地域福祉計画では、現在の基本計画に基づいた10地域を身近な地域区分として、その課題等を取りまとめております。そのため、地域福祉コーディネーターの担当地域につきましても、この計画の区分に沿って設定しておりますが、社会福祉協議会の活動拠点の整備状況、地域包括支援センターの区域の状況など、地域福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、今後も最適な区域のあり方について、検討して参ります。

次に、地域カルテに基づく事業提案制度についてであります。

平成24年度は、前年度の取組から得られた反省点や、議会や市民からいただいた御意見を踏まえ、検討の初期段階から地域と行政との意見交換を行い、市内の連携を強めて、地域カルテの作成から提案に至るまで取組の支援を進めてまいりました。

その結果、昨年9月に2つの地区協議会から2つの事業提案があったことは既にご案内のとおりであります。

いただいた提案に関しては、市内において法令や市の計画等との整合性を確認するとともに、事業の実現性についての検討を行いました。

そのうえで、事業規模は精査が必要であるものの、地域における市民防災力の向上を図る効果を期待し、モデル事業として取り組む意義があると判断した次第であります。

この間の取組により、地域課題の解決に向けて、地域の住民が主体的に議論・検討し、地域と行政が率直に意見交換できたことは、非常に有意義であったと認識しておりますが、地区協議会からは、プロセスを重要視する意見や制度の継続を求める意見をいただいた一方で、地域主体で地域の意見をまとめることの難しさなどの意見が寄せられました。

このようなご意見を踏まえ、本制度については、一旦休止することといたしたいと考えておりますが、今後も、地域課題の解決に向け、地域の中で主体的にご議論いただき、地域においてとりまとめ、ご提案していただく取組については、継続して支援してまいります。いただいたご提案については、市として検討を行い、可能なものについては市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、地区協議会についてであります。

地区協議会は、地域のコミュニティを醸成する上で、重要な役割を果たしていると認識しております。

平成25年度においては、地区協議会の設立支援等に引き続き取り組むほか、地域課題の解決に向けた新たな取組への支援を行って参ります。

次に、都市計画マスタープランの改定に向けた取組についてであります。

改定に当たりましては、市民と協働で見直し作業に取り組むため、昨年8月から、参加者を特定しない自由参加型の検討の場として、「都市計画マスタープランを考える市民サロン」を定期的に開催しております。

新たな基本計画で示された地域別計画と都市計画マスタープランとの関係ですが、総合計画である基本計画に位置付けられる地域のまちづくりの方向性については、マスタープランの改定に当たりましても当然に踏まえていくべきものと考えております。

また、既存の個別計画との整合を図りつつ、都市計画の基本的な方針としての枠組みの中で、地域特性に応じた、魅力的なまちの実現に向けた考え方を位置付けて参りたいと考えております。

次に、環境保全に向けた今後の財源確保の取組についてであります。

調布市の貴重な財産である崖線・緑地等を守り次世代に引き継ぐため、最終的な手段としては、生産緑地法に基づく公有化も必要となります。

このため、地球環境保全基金と緑の保全基金を統合し、計画的な基金積立ての仕組みづくりを検討して参ります。また、市民の方々とのご協力もいただきながら、維持

管理の手法も検討し、地域の貴重な資源の保全・活用に向けて取り組んで参ります。

次に、人と環境に優しい自転車の利用の推進についてであります。

調布市道では、歩道の設置が困難な道路が全体の約8割を占めていることから、自転車走行空間を確保できない道路も多数存在している状況です。現状の道路への自転車走行空間の設置は難しい状況ではありますが、新たな道路整備や面的整備の機会などを活用し、自転車走行空間の確保について検討を進めてまいります。

次に、景観行政団体への移行に向けた取組についてであります。

市では、景観行政団体への移行に向け、平成24年度に、景観基本計画を策定し、さらに景観法を活用した取組を推進するため、景観計画の策定や景観条例の制定に取り組んでいます。

現在、景観行政団体への移行を図るため、東京都と協議を行っております。景観計画は案の段階ですが、国分寺崖線地区につきましては、景観形成重点地区に指定する予定です。

国分寺崖線の連続する緑の景観形成の方針としては、現存する崖線の地形や緑の保全を図りながら、建築物の建築や道路など、部分的に緑が分断される場所では、屋上緑化や周辺緑化を推進し、崖線の連続する地形や緑の保全・回復を図るとしてあります。

そのため、景観法をはじめ、都市緑地法などの各種法制度を総合的に活用した景観施策を展開して参ります。

また、景観に配慮した開発や建築をしていただくように、景観法及び景観条例に基づく届出制度による規制誘導を図るとともに、良好な景観形成について市民、事業者が魅力ある景観の価値を共有し、景観まちづくりにご理解をいただけるよう取り組んでまいります。

次に、市民等との協働による再生可能エネルギーの導入検討についてであります。

市では、地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出量の削減や省エネルギーの推進に取り組んでおり、太陽光発電システムなど再生可能エネルギーについても可能な限り導入できるよう努めております。

また、現在、市民や市内NPO法人、事業者により構成される「調布未来のエネルギー協議会」が、市民と行政の協働による地域への再生可能エネルギー導入事業として、公共施設への太陽光発電設備の設置検討を行っているところです。

事業化の実現のためには、公共施設の設置空間・構造の安全性・耐用年数・長期修繕計画との整合などを確認するほか、事業スキーム・設備の選定・資金調達・会社の収支計画等の検討が必要となっております。

市としては、これらの結果を踏まえ、対応を検討して参ります。

次に、クリーンプラザふじみ周辺のまちづくりについてであります。

本年4月から本稼働いたします「クリーンプラザふじみ」については、これまで地域住民の皆様には多大なる御理解、御協力をいただき、深く感謝をいたしております。この気持ちを常に持ち続け、今後とも誠実に向き合って、地域のまちづくりに取り組んで参りたいと考えております。

地域の皆様からの御提案に対するまちづくりの具体化に向けては、副市長をトップとする庁内検討組織により、北部地域のサービス向上の観点から課題の抽出や具体的な対応について検討を進めているところであります。地域の皆様からの御要望に対しましては、地域の皆様への説明と話し合いの機会を持ち、一部対応可能な事項については既に取り組んできたところであります。

新たな基本計画においては、北部地域の市民サービスの充実を図るため、関連する施策に位置付けるとともに、「地域別計画」における北部地域のまちづくりの方向では、クリーンセンター機能の移転と、跡地活用に向けた取組や行政課題への対応について位置付けたところであります。

できるものから取り組むとの考え方に立ち、まず都道「三鷹通り」の歩道の安全対策を図ることとしました。独立行政法人宇宙航空研究開発機構「JAXA」の西側歩道の安全対策については、「JAXA」との間で土地の一部を無償で提供していただき、待避所を設置することで合意に至ったところであり、早期の設置に向け引き続き取り組んで参ります。

次に、いじめに対する考え方、子ども条例、いじめ撲滅宣言の理念を生かす取組についてであります。

調布市では、平成17年に子ども条例を制定し、平成19年にいじめや虐待のないまち宣言をしております。

いじめのない社会を形成するためには、その一員として、将来を担う子どもたちの個性が認められ、自分らしく生きることができるようにするための取組を私たち大人が積極的に行っていくことが必要であると認識しております。

このような考え方のもと、学校におけるいじめ撲滅のための手引きの作成やリーフレットの発行、いじめ相談窓口の設置など、広く市民や保護者、そして子どもたちのそれぞれを対象に、いじめの未然防止に関わる取組が進められてきているところであります。

今後も、いじめのない社会を形成すべく、学校、家庭、地域が行動連携を推進させることができるよう、関係する機関との連携も行いつつ、その実現を図ってまいります。

次に、放射能やアレルギーについて食育の視点からの取組についてであります。

調布市食育推進基本計画では、「食を選択する力を育む」ことを基本目標の一つとして掲げ、食の安全・安心に関心を持ち、安全な食材を選んだり、正しい情報を選択する力を身につけることを目指すとしています。

市の取組としましては、主な給食の食材について、3か月に1回、放射性物質の測定を行い、結果を公表するとともに、毎月、産地を公表し、正確な情報の提供に努めてきたところであります。

食育を推進するうえで、学童期においては、食の自立、自己管理の意識づけが重要であり、アレルギーの対応でも同じであると考えます。給食の指導等を通じて、食に関する基本的な知識を習得し、自分の健康について考え、理解するとともに、周囲の者もアレルギーに関し理解できるようになる取組が必要であると考えております。